

## 商品概要説明書

### アグリマイティ一資金

(2025年5月1日現在)

商品名	アグリマイティ一資金
ご利用いた だける方	<p>○当JAの組合員の方。 ○農業者等の方。</p> <p>上記の対象者には以下の方を含みます。</p> <p>a 農業者が主たる構成員となっている法人格を有しない農業を営まれる任意団体であって、次の要件をすべて満たされる方（以下「集落営農組織」といいます）。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(a) 代表者、代表権の範囲、団体の目的・構成員の資格等を定めた規約を有すること。</li><li>(b) 一元的に経理を行っていること。</li><li>(c) 原則として、5年以内に農業生産法人に組織変更する旨の目標を有していること。</li><li>(d) 農用地の利用の集積の目標を定めていること。</li><li>(e) 主たる従業者が目標農業所得を定めていること。</li></ul> <p>b 集落営農組織が法人化するときにその構成員になろうとする方</p> <p>○その他当JAが定める条件を満たしている方。</p>
資金使途	<p>○農業生産に直結する設備資金・運転資金。</p> <p>○農産物の加工・流通・販売に関する設備資金・運転資金。</p> <p>○地域の活性化・振興を支援するための設備資金・運転資金。</p> <p>○再生可能エネルギー利用の取組みを支援するための発電・蓄電設備取得資金。</p> <p>○自然災害等による農業経営の一時的な悪化に対応するため、農業経営の維持や再開を目的とした緊急性を要する資金。</p> <p>○農業制度資金における融資枠が枯渇し、資金実行が困難となった場合に、国等が新たに設定した融資枠により資金実行するまでのつなぎの短期運転資金</p> <p>※本資金は、負債整理および生活関連事業は対象とせず、当JAでお借入の既往資金の借換えも行いません。</p> <p>※借換え資金は、以下の場合が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①借換え対象農機具および施設等の現物が残存している場合に限られます。</li><li>②長期資金の借換えの場合の貸付限度額は、残債の範囲内に限られます。</li></ul> <p>※再生可能エネルギー利用の取組みを支援するための発電・蓄電設備取得資金については、以下の事業は対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①地域の農業生産の縮小を招くような事業</li><li>②土地・建物等の資産を賃借して行う事業</li></ul>

借入金額	<p>○事業費の100%の範囲内。</p> <p>ただし、再生可能エネルギー利用の取組みを支援するための発電・蓄電設備取得資金については、借入金額の上限は1億円、災害緊急資金については、借入金額の上限は、次のとおりとなります。</p> <p>① 激甚災害、ウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等 一般：1,000万円 特認：年間経営費の12/12相当額または粗収益の12/12相当額のいずれか低い方</p> <p>② 上記以外 一般：500万円 特認：年間経営費の6/12相当額または粗収益の6/12相当額のいずれか低い方</p> <p>※災害緊急資金について、農業経営の規模等から一般の借入金額では不足すると考えられる場合のみ、特認の借入金額となります。</p>
借入期間	<p>【長期資金】</p> <p>○原則10年以内、ただし、対象事業に応じ、最長20年以内。なお、災害緊急資金については、最長5年以内となります。</p> <p>○借換え資金は、当初借入期間の残存期間以内となります。</p> <p>【短期資金】</p> <p>○1年以内</p>
借入利率	<p>○当JA所定の利率といたします。詳細については、当JAの融資窓口にお問い合わせください。</p>
返済方法	<p>【長期資金】</p> <p>○証書貸付とし、原則として、元金均等返済（毎回、一定額の元金と元金残高に応じた利息を支払う方法）または元利均等返済（毎回の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）。</p> <p>【短期資金】</p> <p>○手形貸付または特別当座貸越とし、原則として、期日一括返済。 (注) 特別当座貸越とは、貸越専用融資枠を設定し、貸越極度額の範囲内で、取引期限まで反復した貸出を行うことを内容とする特別当座勘定貸越契約による貸付。</p>
担保	<p>○必要に応じて担保を設定していただきます。</p>

保証	<p>○必要に応じて愛知県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。</p> <p>○連帶保証人を設定させていただく場合には、連帶保証人とさせていただく方が以下の「経営者等」に該当するかどうかを確認させていただきます。</p> <p><b>【法人の場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営者（法人の理事・取締役・執行役これらに準ずる方）</li> <li>・大株主（総株主の議決権の過半数を保有している方など）</li> </ul> <p><b>【法人以外の場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共同経営者（お借入される方と共同して事業を行う方）</li> <li>・お借入される方の事業に実際に従事している配偶者の方</li> </ul> <p>○「経営者等」に該当しない場合は、連帶保証人とさせていただくにあたりまして、公証役場の公証人が作成する「保証意思宣言公正証書」が必要となります。なお、「保証意思宣言公正証書」につきましては、保証契約を締結する前の1か月以内に作成されたものに限ります。</p>
保証料	<p>○一括払い・分割払いのいずれかをご選択いただけます。</p> <p>①一括払い ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。</p> <p>②分割払い 約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。 なお、愛知県農業信用基金協会所定の保証料率とします。</p>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店または当JA本店設置の苦情等受付窓口にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA本店設置の苦情等受付窓口またはJAバンク相談所にお申し出ください。 愛知県弁護士会本会（電話：052-203-1777） 愛知県弁護士会西三河支部（電話：0564-54-9449）</p>
その他	<p>○お申込みに際しては、当JAにおいて所定の審査をさせていただきます。 また、必要に応じて当JAが指定する保証機関において、所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、予めご了承ください。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。</p>

J Aあいち中央